

宮城県大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会「会則」

【名称】

1. 本会は、「宮城県大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会」(Japanese Rehabilitation Assistance Team MIYAGI : JRAT MIYAGI) と称する。

【事務局】

2. 本会の事務局は「宮城県作業療法士会事務局(〒980-0802 仙台市青葉区二日町 18-25 シャルム二日町 603)」に置く。
 - (1) 事務局は、参加団体内で持ち回りをすることができる。
 - (2) 有事の際の事務局は、代表者が設置する。

【活動目的】

3. 本会は平時から参加団体相互が連携し、各地域にて災害リハビリテーション支援チームを発足させ、大規模災害発生時には災害弱者、新たな障害者、あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで国民が災害を乗り越え、自立生活を再建、復興を目指していけるように、安心、安全且つ、良質なリハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を促進することを目的とする。

【活動内容】

4. 本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) 災害リハビリテーション支援チームの育成・組織化
 - (2) 都道府県を単位とする全国規模のネットワークの構築
 - (3) 災害リハビリテーションに関する教育・啓発のための研修および広報
 - (4) 災害支援必要機材の準備
 - (5) 他の災害救助チームとの連携
 - (6) 発災時、組織的かつ直接的な災害リハビリテーション支援
 - (7) その他、目的を達成することに関連した活動

【会員の要件】

5. 会員は、以下のとおりとする。

理念と目的に賛同し、団体(職能団体など)の合議に基づいて参加意思を表明する団体

【入会】

6. 入会を希望する団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。
 - (1) 代表者会議は、入会の意思を確認し、出席者の3分の2以上の合議の上で入会の可否を決定する。
 - (2) 入会が決定した団体は、別に定める会費を納入する。

【会費】

7. 年会費は、以下のとおりとする。

(1) 会員は、その組織規模によって決められた年会費を納入する。

【退会および除名】

8. 会員は、事務局に退会の意思を届け出ることで退会することができる。

9. 本会の理念と目的に背き、また、社会的倫理に反する行為があった場合、代表者会議の合議をもって除名することができる。

【役員および組織】

10. 本会は、活動を円滑に運営するために、必要な役員や組織を置くことができる。

(1) 本会は、役員として会員から選出する代表（1名）、副代表（1名）、事務局長（1名）などを置くことができる。

- ① 代表は、本会を代表して会務を行う。
- ② 副代表は代表を補佐するとともに、必要に応じて代表代行を務める
- ③ 事務局長は事務局運営を統括し、事務局を代表する。
- ④ 役員の任期は2年とし再選は妨げない。

(2) 本会は、会の活動（企画運営）を実行するために委員会を設置し、担当ごとに事業の推進を図ることができる。

【代表者会議】

11. 本会は、運営の議決機関として代表者会議を置く。本会の運営は、代表者会議で議決する。

(1) 代表者会議は、参加各団体の会員を代表する3名以内の者で構成し、主として本会の事業および予算の決定、その他の提案審議事項について議決・決定する。

- ① 定例代表者会議は、年1回以上開催し、代表が招集する。
- ② 臨時代表者会議は、会員の2分の1の開催要望または代表が必要と認めたときにその日から60日以内に招集する。
- ③ 代表者会議の議事運営は、別に代表者会議議事細則による。
- ④ 代表が必要と認めたときには、審議事項によってはメーリングリスト（ML）等の手段を用いて議決することができる。この場合の議決は、代表者会議議事細則と同等に取り扱うこととする。

(2) 代表者会議は、参加団体の3分の2以上の出席をもって、成立する。

(3) 代表者会議は、合議により、必要に応じてオブザーバー参加を認めることができる。

(4) 代表者会議は、以下の事項について議決・決定する。

- ① 事業報告および事業計画
- ② 決算および予算案
- ③ 役員の選任および承認
- ④ 要約の改正

- ⑤ 委員会等の設置
- ⑥ その他、会の運営に必要な事項

【予算管理】

- 1 2. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 1) 予算収入は、年会費およびその他の雑収入をもって充当する。
 - 2) 支出は、本会の事業に必要と認められたものについて、予算の範囲で支出する。

【解散】

- 1 3. 本会は、以下の事態に対して代表者会議の合意をもって解散することができる。
 - (1) 本会の目的が達成されたと代表者会議で認められ、合意が得られたとき。
 - (2) 会員から解散の提案を受けて、代表者会議で合意が得られたとき。
 - (3) その他、解散すべき事由が発生し、代表者会議で合議されたとき。
- 1) 解散の合意が得られたとき、財務処理については代表が責任をもって行い、速やかに臨時代表者会議を招集して財務処理の報告の承認を得て、解散となる。

【その他】

- 1 4. 本会則は、代表者会議の合意をもって、円滑かつ適宜に修正することができる。

【附則】

- ・ 本会則は、2016年10月19日に代表者会議で承認され、同日より施行する。